

# 食品安全委員会第 286 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 5 月 21 日（木） 14:00 ～14:54

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

- ・「フルシラゾール」に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・添加物「6-メチルキノリン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロランスラムメチル」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ミクロブタニル」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について

(4) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 3 月分）について

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について

(6) その他

## 4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 農薬専門調査会における審議状況について〈フルシラゾール〉

資料 2 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
〈6-メチルキノリン〉

資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

〈クロランスラムメチル〉

- 資料 2－3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ミクロブタニル〉
- 資料 3 食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について（案）
- 資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 3 月分）について
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について

## 6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 286 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 286 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 7 点ございます。

資料 1 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2－1 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2－2 及び 2－3 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について（案）」。

資料 4 が「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 3 月分）について」。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

### （1）農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（1）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料 1 に基づいて御説明いたします。「フルシラゾール」の評価書（案）でございます。

4 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、国内登録はございません。2005 年 11 月に、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残

留基準値が設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2007年6月に、かんきつ類につきまして、インポートトレランス申請が行われまして、これに基づきまして、厚生労働大臣より、残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

また、2008年10月には、とうがらしについて、インポートトレランス申請が行われております。

7ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございますように、フルシラゾールは、トリアゾール系の殺菌剤でございます。作用機構はエルゴステロールの生合成経路を阻害することによりまして、菌類の正常な生育を阻害するとされているものでございます。

8ページ以降に、「II. 安全性に係る試験の概要」がまとめられております。今回の評価につきましては、JMPRの評価資料を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討が行われております。フェニル基を標識したもの、トリアゾール環を標識したもの、2つの標識体を用いて検討がされておまして、それぞれ8、9ページに結果が記載されております。

概略を御説明いたしますと、本農薬につきましては、吸収は速やかに行われまして、排泄も比較的早く行われるという性質のものでございます。

代謝経路といたしましては、ケイ素・メチレン炭素結合部が開裂をいたしまして、その後、水酸化され、更にいろいろな代謝物に代謝されていくことが分かっております。

また、ヤギを用いた試験が9ページ以降に記載されておりますけれども、吸収されますと、肝臓あるいは腎臓への分布が比較的高いということでございますが、乳汁あるいは臓器におけます蓄積性はないという結果となっております。

11ページ、ニワトリを用いた試験成績がまとめられておりますが、ほぼ同様の試験成績となっております。

12ページ、「2. 植物体内運命試験」は、小麦、バナナ、てんさい、ぶどう、りんご、らっかせいを用いた試験成績がまとめられております。

全体を総括いたしますと、可食部位への移行性も認められるということでございますが、移行した後は、先ほどの動物における代謝とほぼ同様の代謝経路に従い分解されていくという試験成績となっております。

少し飛びますが、「毒性試験」の成績につきましては、22ページ以降に試験成績がまとめられております。本農薬の毒性の特徴は、22ページ以降の「亜急性毒性試験」外、「反

復投与毒性試験」の成績を見ますと、肝臓あるいは膀胱への毒性の所見が出るということが特徴となっております。

「発がん性試験」の成績が 26 ページ以降にまとめられております。これも幾つかの試験がございますが、高用量になってまいりますと、がんの所見が出てまいります。例えば 27 ページ、「(3) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の成績でいいますと、750ppm 投与群の雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫・がん、雄で精巣の間細胞腫が増加したと記載されておりますが、がんの所見が出てまいります。

28 ページ、マウスを用いた発がん性試験の結果でも、高用量になりますと肝細胞腺腫あるいはがんの発生率が増加するという結果となっております。

29 ページ、「13. 生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。

ラットを用いました 2 世代繁殖試験も、①と②の 2 種類の試験成績の結果がまとめられておりますが、兎動物におきまして、高投与群になりますと死産児数の増加、あるいは生存率の減少、水腎症といった所見が認められております。

発生毒性試験につきましても、複数の試験が実施されております。やはり胎児におきまして、骨格変異、例えば、胸骨分節の不整、肋骨の過剰骨化中心、胸骨分節骨化遅延といった所見が出てくるとか、生存胎児数の減少あるいは矮小児の増加などの所見が出てきているところでございます。

また、ラットを用いた②の試験では、胎児におきまして、口蓋裂等の奇形の所見も出ているところでございます。

このように、本農薬は骨格変異であるとか、催奇形性の所見も出てくるということで、複数の試験が実施されておきまして、この点については、詳細に検討がなされているところでございます。

32 ページ、ラットを用いた③の試験、④の試験、33 ページにまいりますと、ウサギを用いた発生毒性試験が 34 ページにわたり 4 本の試験が実施されているところでございます。

なお、ウサギを用いた発生毒性試験におきましては、流産であるとか、吸収胚といった所見が認められているところでございます。

一方で、「遺伝毒性試験」の成績でございますが、35 ページにまとめられているように、すべての試験で陰性ということでございまして、フルシラゾールにつきましては、遺伝毒性はないと考えられているところでございます。

専門調査会におきましても、がんの所見が出ているということ、生殖発生毒性試験でやはりいろいろな所見が出ているということで、かなり議論がなされております。

最終的な評価の結果につきましては、37ページの「Ⅲ．食品健康影響評価」に記載がございまして、がんについての所見あるいは発生毒性試験における所見についての評価の考え方が、記載されているところでございます。

遺伝毒性試験はすべて陰性ということで、遺伝毒性はないであろうということから、最終的には閾値が設定できるであろうということが中段辺りにまとめられております。

最終的には、農薬専門調査会の評価といたしましては、各試験で得られた無毒性量の最小値がイヌを用いた1年間慢性毒性試験の0.14mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0014mg/kg体重/日をADIと設定したという結論となっているところでございます。

このような評価結果でございましたが、本日御了解がいただければ、委員会終了後、6月19日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

畑江委員、どうぞ。

◆畑江委員 これはJMPRの評価書に基づく評価ですが、同じ資料に基づきながら、JMPRの無毒性量として採っている数値と食品安全委員会が採っている数値に39、41、42ページ3か所ほど違いがあるのは、何か毒性に対する考え方が違っていると思えばよろしいのでしょうか。

◆北條評価課長 畑江先生の御質問でございますが、例えば39ページの「表24」の下の方に記載されております「2世代繁殖試験①」という成績がございまして。

真ん中にJMPRの評価結果が記載されておまして、JMPRでは親動物雌雄：1、児動物雌雄：1という数字を評価結果としています。

一方で、農薬専門調査会の評価は、親動物雄：3、雌：20、児動物雄：1、雌：1ということで、数字が異なっているというところの御指摘でございます。

基本的に農薬専門調査会の評価の仕方でございますけれども、今回は評価書評価ということで、JMPRの評価書を基に評価が行われておまして、その中で農薬専門調査会は、親動物、児動物、更にはそれぞれの雄、雌という所見に分けて、それぞれの無毒性量（NOAE

L) を評価しております、その結果が 3、20、1、1 という数字でございます。

一方で JMPR の方は、この評価に当たっては、兎動物の雄、雌は 1 という一番低いところでもって、全体として 1 を評価結果としているということでございました。

したがって、評価書の 39 ページの記載の仕方は事務方のミスでございますけれども、全体をまとめて 1 と書いて、これをもって JMPR の評価と記載をしなければならないということでございます。

その外、41 ページ、マウスの「90 日間亜急性毒性試験①」のところも数字が分かれています、これも先ほどの説明と同様の結果といたしまして、こういう記載の違いが出ております。

42 ページ、イヌの「90 日間亜急性毒性試験」の結果も、実際の結果は農薬専門調査会の評価のとおりでございますが、この試験全体の取りまとめとして、JMPR もひっくるめて、ここでは NOAEL が採れないという結果だと思っておりますが、そういう結果の取りまとめを行っているということでございました。

いずれにしましても、それぞれの評価の結果が忠実に反映されるように、ここの御指摘のところの記載は変更させていただきたいと考えております。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

外に何かございませんか。小泉委員、どうぞ。

◆小泉委員 31 ページ「(4) 発生毒性試験」の後ろのパラグラフのところに「水頭症及び側脳室の拡張の高い発生頻度が対照群を含めたすべての群で認められた」とあります。これは用量依存性がないから検体投与の影響でないと書かれておりますが、こういった所見は対照群で通常見られるような所見なのか、一般的にこういうのはたくさん出てくるかどうかということです。

ところが、次の「(5) 発生毒性試験」を見ますと、最後から 3 行目に「水頭症は認められなかった」と書かれております。

したがって、非常に高い頻度で認められるという試験結果については、少し文言を変えた方がいいのではないですか。これが異常かどうか分かりませんが、例えば、全群で異常が認められたけれども、追加の確認試験から判断すると、検体投与の影響とは考えにくいと書いた方がいいのではないのでしょうか。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

◆北條評価課長 今、小泉先生から御指摘があった「発生毒性試験（ラット）①」に水頭症という所見が出ているということで、これを踏まえまして、追加の②という試験が実施されております。

お尋ねの水頭症の発生頻度でございますけれども、この試験の実際の発生頻度がどのくらいであったかというのは分かっておりませんが、一般的には大体 0.6%くらい出てくると伺っております。

ただ、先生の御指摘も踏まえて、②の方では、確認した結果、水頭症は認められなかったということございまして、全体としては、水頭症のところは否定されていることになると思います。

分かりやすくするために、今、先生がおっしゃったような修文をするということも考えられますが、御担当の廣瀬先生がそれでよろしければ、そういう修文をさせていただいた上でパブリック・コメントを実施したいと考えております。

◆見上委員長 廣瀬委員、よろしいですか。

◆廣瀬委員 水頭症、側脳室の拡張の実際の発生頻度は分からないということですね。資料 2 を見れば出てくるということですか。

◆北條評価課長 それぞれの①のところの頻度が、具体的にどの群で幾ら出ているというところが分かっていません。

◆廣瀬委員 それでは仕方がないですね。修文をお願いしたいと思います。

◆見上委員長 外に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、修文をした後、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

## (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

添加物1品目及び農薬2品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続きが終了しております。

まず、添加物1品目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 資料2-1に基づいて御説明いたします。「6-メチルキノリン」の評価書でございます。

6-メチルキノリン、は国際的に汎用される香料ということで、2008年11月に、厚生労働大臣から、添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書(案)につきまして、4月9日から5月8日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったところでございます。

結果でございますが、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、続きまして、農薬2品目について説明をお願いいたします。



◆北條評価課長 資料 2-2 と 2-3 に基づいて御説明いたします。まず、「クロランスラムメチル」でございます。

本農薬は、除草剤でございます。国内登録はございません。ポジティブリスト制度に基づく暫定の残留基準値が設定されている農薬でございます。

今回の評価の要請は、基本法第 24 条第 2 項に基づく評価の要請ということで、農薬専門調査会において審議が行われたものでございます。

評価書（案）につきましては、4 月 2 日から 5 月 1 日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われました。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

資料 2-3 の「ミクロブタニル」の評価書（案）でございます。

本農薬は、殺菌剤でございます。

3 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、1990 年に、初回農薬登録をされておりまして、2005 年には、暫定の基準値が設定されているということでございまして、今回の評価の要請につきましては、基本法第 24 条第 2 項に基づく評価の要請ということでございました。

評価書（案）につきましては、3 月 26 日から 4 月 24 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがって、この 2 つの農薬につきましては、農薬専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。農薬 2 品目について、よろしいですか。

それでは、本 2 件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「クロランスラムメチルの一日摂取許容量を 0.05mg/kg 体重/日と設定する。

ミクロブタニルの一日摂取許容量を 0.024mg/kg 体重/日と設定する。」  
ということでしょうか。

(「はい」と声あり)

### (3) 食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(3) 食品による窒息事故に関するワーキンググループの設置について」、小泉委員から御説明願います。

◆小泉委員 この件につきましては、私と長尾委員を中心に、事務局とともに検討いたしましたので、御説明いたします。

まず、この問題は、食品安全委員会が従来取り組んでおりました評価とは性格が非常に異なっております。したがって、既存の専門調査会では対応が難しいということで、委員会では新たにワーキンググループを設置して審議することにしたいと考えています。

今回のワーキンググループは、私と長尾委員、企画、緊急時対応専門調査会の内田専門委員、新開発食品専門調査会の池上専門委員の4人で構成いたします。

さらに、この件に関しましては、どういうことを審議するかと申しますと、やはり全体的な窒息事故の発生状況、事故を起こしやすい人、すなわちハイリスクグループとはどういう人たちを指すのか。それから、事故を起こしやすい食品の特徴並びにそういった周囲環境、起こしやすい状況といったことを検討し、多面的な審議をする必要があるかと思っております。

したがって、この件に関しましては、小児科、歯科、リハビリテーション、食品物性あるいは救急救命などの幅広い分野の専門家の方々を専門参考人として招へいすべきと考えております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 資料3に基づきまして、小泉先生から御説明いただいた内容を補足的に説明させていただきます。

1 ページ、「ワーキンググループの設置について」ということで、設置要綱的なものを取りまとめてございます。

「1 趣旨」につきましては、既に小泉先生からお話のあったとおりでございます。

「2 構成及び運営」につきましては、8項目ほど項を起こしてございます。

この中で、「(6) WGは、科学的視点から調査審議することとし、個別の企業・団体等の責任の有無、程度等については調査審議の対象とはしない。」ということ盛り込んでございます。

基本的には、内閣府国民生活局から評価の要請がございましたこんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について、科学的な根拠を基に調査議論をすることを基本とするということございまして、こんにゃく入りゼリーにつきましては、これまで個別の企業あるいは団体等でいろいろな対応を採ってきているわけでございますけれども、その対応についての論評は、このワーキンググループの中ではしないということ明確化したものでございます。

(7) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個別の症例について調査審議する場合その他の個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」に準じて取り扱うという規定でございます。

この項につきましては、今後、ワーキンググループの中でいろいろな資料を基にして議論が行われるわけでございますけれども、今回、提出されている資料の中では、特定の個人、具体的に申し上げますと、こんにゃく入りゼリーを食して亡くなられた方々につきまして、その個人的な情報が特定される懸念がある場合もあると思われまので、このような規定を設けまして、個人の秘密等が開示され、問題となることを防ぐという趣旨で入れてあるものでございます。

「3 その他」の運営に係る記載につきましては、これまで設置されておりますワーキンググループの要綱と並びで入っているものでございます。

2ページには、ワーキンググループの名簿が記載されております。

概略は小泉先生から御紹介があったところございまして、座長は小泉先生、座長代理は長尾先生にお願いするということでございます。

また、食品安全委員会の専門委員の中からは、池上先生と内田先生にお入りいただければということとなっております。

また、外部の専門参考人としたしまして、ここに記載の先生方にお入りいただくこととなっております。

岩坪先生につきましては、小児科の御専門の立場からお入りいただく。

大越先生と神山先生につきましては、物性の観点からの御専門の立場からお入りいただ

きたいと考えております。

救急ということで、これまでのいろいろな事故の経験と申しますか、症例と申しますか、事故事例をお持ちでございます東京消防庁の清水課長にもメンバーとしてお入りいただく予定でございます。

嚔下、特に高齢者の嚔下あるいは嚔下リハビリテーションの専門ということで、藤谷先生にお入りいただく。

そしゃくあるいは嚔下機能といった御専門の立場から、向井先生にお入りいただくこととしております。なお、向井先生は、厚生労働省の研究班の主任研究者でもございます。

山中先生につきましては、小児科の御専門の立場でお入りいただくこととしております。

その他、審議に応じまして、専門参考人に更に御参加いただくこともあるということがございます。

3 ページは、小泉、長尾両委員と事務方の方で、検討事項について整理したものでございます。

項目については、先ほど先生から御紹介がございましたが、進め方といたしましては、まず、食品による窒息事故の発生状況、あるいは小児、高齢者における窒息事故の状況等、やはり専門家の先生から前半の1から3回目は、ヒアリングを中心にして、いろいろな科学的知見の集積に当たるということをしたらどうかということとなっております。

4 回目以降に、今回の評価の論点を整理いたしまして、5 回目以降に評価書（案）の取りまとめの検討に入っていくという内容としてはいかがかということがございます。

私からの御説明は、以上でございます。

**◆見上委員長** どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらどうぞお願いいたします。論議の進め方だとか、論点について、何かございませんか。付け加えることでも何かございませんか。よろしいですか。

前日も国民生活局から説明があったんですけども、こんにゃく入りゼリーだけを考えた場合には、平均して1年間に1件前後という事故があるということ。ですから、全体を見てやらないと、1つだけターゲットになると、あまりにも針小棒大にとらえられて、国民に対して不安をあおるような結果にならないように、是非慎重に論議してもらいたいというのが私の意見です。

外に何かございませんか。

それと、資料3の「2 構成及び運営」の「(6) WGは、科学的視点から調査審議することとし、個別の企業・団体等の責任の有無、程度等については調査審議の対象とはしない」は、非常に重要なことだと思います。とにかく科学的に、中立公正にリスク評価を行うということです。

何かございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料3のとおり、食品安全委員会に「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置して、調査審議を進めることでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

#### (4) 食品安全モニターからの報告(平成21年3月分)について

◆見上委員長 それでは、次に議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全モニターからの報告(平成21年3月分)について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 お手元の資料4に基づきまして、「食品安全モニターからの報告(平成21年3月分)について」、御報告いたします。

食品安全モニターから3月中に42件の報告がありました。報告の具体的内容については、2ページを御覧ください。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、3件報告されております。

「『食品安全委員会の改善に向けて』について、消費者の目線での意見が反映されやすい組織にして、国民により信頼される評価機関を目指してほしい」という御意見などがありました。

これらに対しまして、「3月26日に『食品安全委員会の改善に向けて』が取りまとめられました。今後は、取りまとめられた改善方策を着実に実施するとともに、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見を幅広く聴くチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会の運営を行うことにより、より国民の目線に立った、より信頼される機関を目指すことが重要であると考えています」とコメントしています。

3ページ、「2. リスクコミュニケーション関係」については、10件報告されております。

す。

「食の安全についての問題を提起し、回答を導き、その内容をより多くの人々に伝えるとともに、実際の食生活に取り入れ実践できる新しい活動をしてほしい」という御意見や、「消費者を含めた関係者とのリスクコミュニケーションにも力を入れて、消費者に具体的な提案をしてほしい」という御意見や、消費者向けQ & Aの充実など、ホームページの活用について御意見がありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、消費者も含めた関係者との意見交換会等の開催やホームページなどによる情報提供を始め、パンフレットなどを作成しており、精力的に情報提供を行っているところです。

また、国民の関心が高いテーマや、食の安全ダイヤルなどに寄せられた主な質問について、できるだけ分かりやすいQ & Aを作成し、ホームページへ掲載しており、他の組織が食品安全委員会のホームページにリンクを張る件数も増加してきているところです。今後とも、効果的な周知方法等について、検討してまいりたいと考えております」とコメントしております。

4 ページでございます。

また、「消費者と食品安全委員会の食の安全の認識のギャップについて、重要なことは、徹底的な真相究明や迅速な消費者への情報提供をすることであり、情報を共有し、対策を考えることである」という御意見がありました。

これに対しまして、リスクコミュニケーションの目的や食品安全委員会の取組を紹介するとともに、「今後とも、様々な機会を利用しながら、国民の皆様の疑問や不安がどこにあるか踏まえつつ、食品の安全性に関する科学的に正しい情報を正確かつ分かりやすく提供するよう努めてまいります」とコメントしております。

また、「地域の集いの中で、季刊誌『食品安全』について紹介したところ、特に『キッズボックス』は、学校や保育所の食育の場で取り上げることにより、幼い時からの安全教育につながるので活用を望むという声が出た」という御報告がありました。

5 ページでございます。

これに対しまして、「この季刊誌は、地方公共団体や図書館などへ送付するとともに、全国各地で開催する意見交換会で配布するなど、様々な機会をとらえて紹介しているところです。また、ホームページにバックナンバーを掲載し、印刷するなど、自由に御活用いただけるようにしております。さらに、ホームページでは、別途『キッズボックス』のコーナーを設け、食の安全に関する子ども向けの情報を集約し、御覧いただけるようにして

おります」とコメントしております。

DVD「気になるメチル水銀」やDVD「21世紀の食の安全～リスク分析手法の導入～」を講義で学生に見せてアンケートを取ったことについて御報告がありました。

これに対しまして、「委員会の作成したDVDを講義や集会などでより多くの方に視聴していただき、それをきっかけに参加者で話し合いをしていただくことは、リスクコミュニケーションの在り方としても大変有効なことであると考えております。

ホームページで閲覧できるDVDを分かりやすくお知らせするために、トップページに各種DVD映像配信の見出しを掲載しました。また、各種DVDの貸出申込みの見出しも掲載しました。申込用紙に御記入の上、ファックスで送信いただければ、どなたにでもお貸しすることができますので、是非御活用ください」とコメントしております。

また、兵庫県で開催されたリスクコミュニケーター育成講座に参加した感想や、「食品安全についてテレビ等で解説できる人はあまりいないと思われるので、公的な『食品安全アドバイザー』のような資格を作ることを提案したい」という御意見がありました。

これらに対しまして、「食品安全委員会では、リスク評価結果などの科学情報を分かりやすく説明できる人材を育成し、受講後は地域で得られた意見などを当委員会にフィードバックしていただきたいと考え、『リスクコミュニケーター（インタープリター型）育成講座』を実施しております。受講者の方の要望に応じて、講演資料や使用したDVDを配布しておりますので、御活用ください」とコメントしております。

7ページ、「これからを生きる子どもたちへ、もっと食品の大切さを教えていくべきではないでしょうか。食品安全委員会は、子どもたちへの意識改革を是非取り入れてください」という御意見がありました。

これに対しまして、ジュニア食品安全委員会の目的や取組を紹介するとともに、「地方開催の要望を踏まえ、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会を実施することとしており、実施に向けた検討を行ってまいります」とコメントしております。

8ページ、「3. 鳥インフルエンザ関係」については、1件報告されております。

「愛知県のうずらの鳥インフルエンザについて、もっと卵の安全性をアピールしたら、余計な不安を感じなくてもよかったのではないか」という御意見がありました。

これに対しまして、「委員長談話を3月2日付けで報道発表するとともに、ホームページやメールマガジンを通じて、広く国民の皆様呼びかけを行ったところです。今後も今回の事案のような場合に、国民の皆様が過度に心配されたり、無用な風評被害等が生じないように、適時適切な情報提供に努めてまいります」とコメントしております。

9 ページ、「4. 農薬関係」については、1 件報告されております。

「農産物の残留農薬について、翌日出荷可能な作物については、どの農薬についても残留値についてのデータを作っておくべき」という御意見がありました。

これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

「5. 新開発食品等関係」については、2 件報告されております。

「体細胞クローン牛・豚の安全性について、死産の多さの原因など、これらの安全確認がされないうちは、流通解禁するべきではない」という御意見などがありました。

これらに対しまして、食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループでの審議内容を紹介するとともに、10 ページにかけまして、従来牛や豚に由来する食品と比較して、同等の安全性を有するという評価結果（案）が取りまとめられた経緯を説明しております。

また、「流通等については、食品安全委員会の評価結果を受けて、リスク管理機関において検討されるものと聞いております」とコメントしております。

「6. 食品衛生管理関係」については、7 件報告されております。

「食品中の生菌数について、個々の食品の微生物に対する最新の最低限度の安全性についても、消費者、製造者が理解できるようにしていただきたい」という御意見や、食品製造に欠かせない水の検査体制の在り方についての御意見や、11 ページ、「食品安全の新しい規範の検討が必要」という御意見や、「スーパーやデパートの食料品売り場では、食品を空気中にさらさない衛生的な売り方を考えてほしい」という御意見や、給食パンの中にネズミのふんが混入していた件についての御意見や、「消費者からの食品の安全性に関するクレームについて、ガイドライン等が製造者の方にあると、食の安全は確保されるのではないか」という御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

13 ページ、「7. 食品表示関係」については、7 件報告されております。

「賞味期限の『3分の1ルール』について、食品ロスの削減に向け、こういった商慣行を取り払い、消費者に安心・安全な食品を提供していただきたい」という御意見や、14 ページ、「製造所固有記号について、産地情報の開示は世の流れであり、固有記号についても公開すべき」という御意見や、調理加工食品の原産国表示の強化についての御意見や、食品のカロリー表示の義務化についての御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

16 ページ、「8. その他」については、11 件報告されております。



こんにゃくゼリーの事故について、「食品を食べるときのマナーを見直し、幼児や高齢者がいる家庭を中心に消費者の意識を改善していく必要がある」という御意見や、「製造販売が再開されていますが、製品自体の抜本的な改良はなされておらず、事故も再発するおそれがあるため、何らかの対策が必要です」という御意見がありました。

これらに対しまして、「こんにゃく入りゼリーに限らず、もち、パン等の様々な食品を原因とした窒息事故が子どもや高齢者を中心に発生していることから、事故を防止するためには、摂食に関する注意喚起を行うことが重要です。このため、食品安全委員会としても、ホームページにおいて、窒息事故を防ぐための情報提供を行っているところです。

また、平成 21 年 4 月 27 日付けで内閣府から、『こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性』に係る食品健康影響評価の依頼があり、5 月 14 日の食品安全委員会で内閣府国民生活局から説明を受け、審議が開始されました」とコメントしております。

また併せて、農林水産省からのコメントを掲載しております。

18 ページ、「『健康食品』の安全性第三者認証制度について、食品安全委員会の立場から見解をいただきたい」という御意見がありました。

これに対しまして、「平成 20 年 7 月 24 日の委員会会合において、厚生労働省から『健康食品』の安全性確保に関する検討会報告書（概要）の報告を受けました。

この報告書において、原材料の安全性確保や製造工程の適切な管理などについての方策が示されているところであり、今後、厚生労働省において、第三者認証制度を含めた『健康食品』の安全性確保を図るための具体的な方策がとられていくことになると承知しております」とコメントしております。

また、特定保健用食品のテレビコマーシャルについての御意見や、トレーサビリティシステムの開発導入についての御意見や、「農家に経営体力を付けることが食糧自給率改善には必要で、それが最高の『食の安全保障』になる」という御意見がありました。

これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

20 ページ、この外、食品業界における流通システムの改善などの御意見があり、これらについても関係行政機関に回付しております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(5) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について」、事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 お手元の資料 5 に基づきまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 4 月分）について」を御報告いたします。

平成 21 年 4 月、1 か月間の問い合わせ件数は 83 件ございました。ちなみに、前月、3 月の件数は 71 件であり、4 月はやや増加しております。

内訳を見ますと、件数が多いのは、主としてリスク管理に関係する事項である「③食品一般関係」で 52 件となっており、そのうち「衛生関係」が 25 件、「化学物質系」が 15 件となっております。

その次が「①食品安全委員会関係」で 20 件となっており、主として食品安全委員会で行う科学的評価に関係する事項である「②食品の安全性関係」は 6 件となっております。

2 ページ、「食の安全ダイヤルへの質問等のうち主なもの」について、月をわたって問い合わせがあった場合にトータルでどのぐらいあったのか分かるように集計しておりますが、今回は、平成 20 年 9 月から平成 21 年 4 月までの分を集計しております。

主なものについて、4 月の件数を見ますと、「こんにやく入りゼリー関連」、「メラミン関連」、「事故米穀不正規流通関連」では、いずれも 0 件となっております。

「体細胞クローン牛等関連」では、4 月は 5 件であり、合計は 23 件となっております。

また、今回から、「新型インフルエンザ関連」を項目として挙げておりますが、4 月は 8 件となっております。

3 ページ、毎月、「問い合わせの多い質問等」として、Q & A 形式で採り上げておりますが、今回は新型インフルエンザ関連の質問を幾つか採り上げております。

「新型インフルエンザとは何ですか？」という質問については、答えとして、厚生労働省の説明を掲載しております。

4 ページ「豚肉を食べると感染するのですか？」という質問については、「食品安全委員会は、『新型インフルエンザに関する食品安全委員会委員長の見解』を公表し、豚肉やその加工品は食べても『安全』としています。

なお、調理の際には、食中毒予防の観点から、一般的な食品の調理の際の注意と同様に、

生肉は十分に加熱すること、生肉を触ったらよく手を洗うことなどの衛生的な取扱いに留意してください」とお答えしております。

5 ページ、「『中心温度 71℃での豚肉の調理』とはどういうことですか？」という質問については、「肉の表面だけではなく、中心（内部）の温度が 71℃になるように十分加熱調理することです」とお答えしております。

次に「『不活化される』とはどういうことですか？」という質問については、「ウイルスが『不活化』されるとは、生物の細胞に入り込んで増殖する力を失うこと、つまり感染力を失うことを意味しています。

不活化されたインフルエンザウイルスにより、インフルエンザに感染する心配はありません」と答えております。

6 ページ、「豚肉・豚肉加工品以外の食べ物を食べて感染することはあるのですか」という質問については、「豚肉以外の食品についても、食品そのものは安全と考えておりますが、厚生労働省のホームページによれば、インフルエンザの感染経路としては、飛沫感染のほか、接触感染もあるとされていますので、食品の取扱いに当たっても、食中毒予防のための一般的な注意を守って、衛生的な取扱いに留意していただくことは大切です。

衛生的に扱われ、調理された食品の喫食を通じて、新型インフルエンザウイルスに感染する心配はありません」とお答えしております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等がございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 それでは、外に議事はございませんでしょうか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 286 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5月28日（木曜日）14時から開催を予定していますので、お知らせします。

また、来週28日（木曜日）10時から、化学物質・汚染物質専門調査会汚染物質部会が公開で開催される予定となっております。

なお、ホームページなどで既にお知らせしていますが、食品安全委員会は、6月1日から、港区赤坂5-2-20にあります赤坂パークビル22階へ移転いたしますので、併せてお知らせします。

以上です。

どうもありがとうございました。